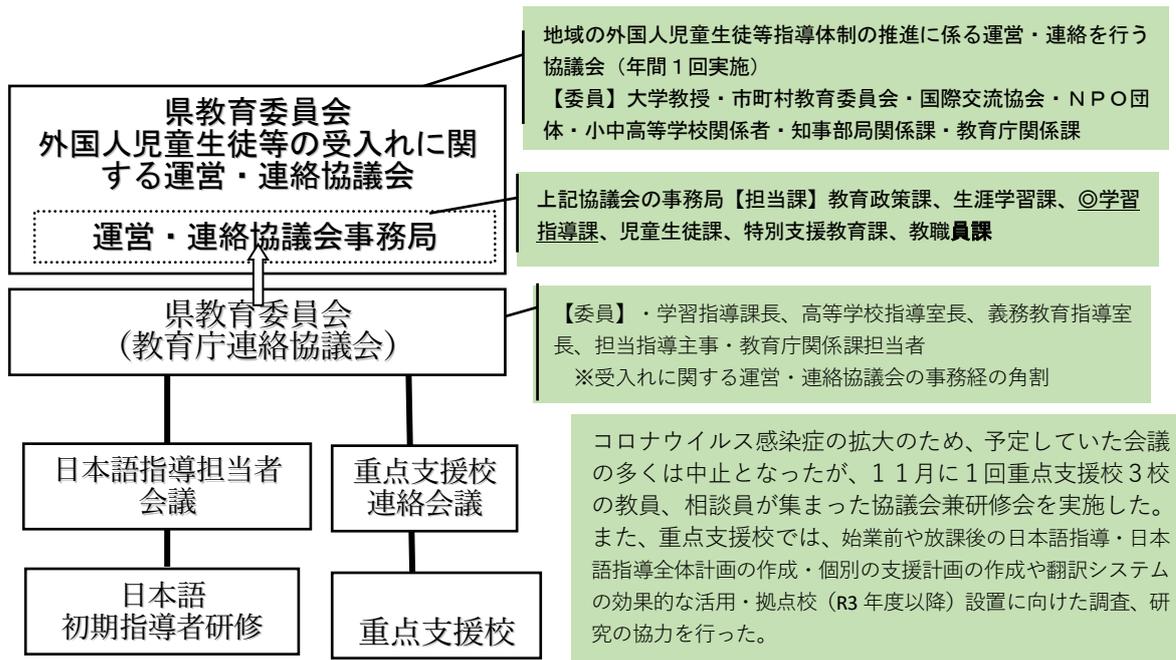


令和2年度 帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業
 (I 帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業)
 事業内容報告書の概要

令和2年度に実施した取組の内容及び成果と課題

1. 事業の実施体制 (運営協議会・連絡協議会の構成員等)

千葉県教育委員会では、令和2年度、外部関係機関、知事部局、教育庁関係課等による外国人児童生徒等の受入れに関する運営・連絡協議会を開催し、関係機関の連携を図るとともに、「外国人児童生徒等教育の方針」を策定した。今後、継続的に協議会を実施するとともに、外国人児童生徒等教育の推進を図っていく。組織は、以下のとおりである。



2. 具体的取組内容 ※取り組んだ実施事項(1)～(13)について、それぞれ記入すること

(1) 運営協議会・連絡協議会の実施

○外国人児童生徒等の受入れに関する運営・連絡協議会 (有識者会議)

有識者、外部関係機関、知事部局、教育庁関係課からなる協議会を開催し、連携を図るとともに、教育庁の施策等をまとめた「外国人児童生徒等教育の方針」を作成し、次年度以降も毎年開催することとした。この協議会の準備として、教育庁各課による外国人児童生徒等に係る教育庁連絡協議会を開催し、事務局の役割を果たした。

○その他の協議会、研修

その他の協議会、研修等については、新型コロナウイルス感染症拡大のため中止になったものも多かったが、オンラインや書面での実施に代替することも行った。

(2) 拠点校の設置等による指導体制の構築

重点支援校を県立高等学校定時制3校に設置し、外国人児童生徒等に対する重点的な支援を行うとともに、拠点校への準備を行った。

【各学校の取組】

- 千葉県立生浜高等学校定時制の課程 (3部制普通科)

日本語指導が必要な外国人児童生徒等に対して、日本語指導の学校設定科目「日本語基礎」

を設定し、個別の見立てシートを作成し、指導した。また、授業前の生活相談等も実施した。

・千葉県立市川工業高等学校定時制の課程（工業科）

日本語指導が必要な外国人児童生徒等に対して、日本語指導の学校設定科目「日本語講座」を設定し、個別の見立てシートを作成し、指導した。また、授業前の生活相談等も実施した。

・千葉県立佐倉東高等学校定時制の課程（普通科）

日本語指導が必要な外国人児童生徒等に対して、授業前に週1回の日本語指導の時間を設けて、日本語指導及び生活指導等を実施した。

(4) 「特別の教育課程」による日本語指導の実施

年度当初に県内の公立小中・義務教育学校に教育課程の編成と実施についての周知と依頼を行い、学校の体制整備を行った。「特別な教育課程」の情報交換を行うことを予定していた第1回日本語指導担当者連絡協議会が中止となったが、第3回日本語指導担当者連絡協議会をオンラインで実施し、「特別な教育課程」を編成していることを前提として、個別の指導についての情報共有を行った。

(6) 日本語指導ができる、又は児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣

○外国人児童生徒等教育相談員派遣事業

日本語指導を必要とする外国人生徒が在籍する県立学校（高等学校・特別支援学校）に対して、生徒の母語を理解する者を、外国人児童生徒等教育相談員として派遣した。今年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、活用時期が遅れたり、派遣時間が減少したりした。しかしながら、派遣した学校においては、外国人児童生徒等の支援に十分な役割を果たした。

【令和2年度の実績】 予算：約1,607万円

派遣校：34校（高等学校26校：全日制16校 定時制10校 特別支援学校8校）

対象児童生徒：242名（高等学校222名：全日制99名 定時制123名 特別支援学校20名）

【業務】①放課後や始業前の補習等の実施 ②教員と外国人児童生徒等及び保護者とのコミュニケーションの円滑化 ③日本語指導 ④教育相談 ⑤日本の生活への適応指導 ⑥学校と本人、保護者との連絡・面談・調整（通訳・翻訳） ⑦国際理解教育関係の授業・行事等の補助 ⑧他校への派遣

(10) ICTを活用した教育・支援

○重点支援校における翻訳システムの導入

重点支援校2校にて翻訳システム（ポケット）を導入、相談員が不在時、緊急対応が必要になった場合への対応や保護者対応のために活用した。また、放課後や始業前の補習時での活用も行った。

○オンライン研修・協議会の実施

第3回日本語指導担当協議会をオンラインで実施した。市町村の行政担当者のみであったが、充実した協議を行うことができた。

(12) 成果の普及

○ホームページによる情報提供

県教育委員会のホームページに、今年度作成した「千葉県外国人児童生徒等教育の方針」及びその概要を掲載し、県民への周知を図った。その他、調査・研究における成果と課題、日本語指導における各事業の案内、学習指導案や教材、実践等を掲載している。

○研修会等における周知3w

新型コロナウイルス感染症拡大により中止となった研修会、協議会も多かったが、開催した研修会や協議会において、調査・研究における成果と課題の発表・協議等を行い、周知した。

3. 成果と課題 ※取り組んだ実施事項(1)～(13)について、それぞれ記入すること

(1) 運営協議会・連絡協議会の実施

有識者、外部関係機関、知事部局、教育庁関係課からなる外国人児童生徒等の受入れに関する運営・連絡協議会（有識者会議）を開催し、連携を図るとともに、教育庁の施策等をまとめた「外国人児

児童生徒等教育の方針」を作成した。今後、具体的な教育計画の策定が課題となる。

(2) 拠点校の設置等による指導体制の構築

重点支援校を県立高等学校定時制3校に設置し、日本語指導が必要な外国人児童生徒等に対する支援充実を図ることができた。今後、指導成果、研究成果等の他校への周知が課題となってくる。

(4) 「特別の教育課程」による日本語指導の実施

特別の教育課程の実施が必要なことの周知を行ったことにより、その対象となる日本語指導が必要な児童生徒に対して、指導者の役割が明確化され、学校全体としての支援体制が構築された。また、児童生徒の日本語能力の向上、学習に対する意欲や適応能力等が定着した。

(6) 日本語指導ができる、又は児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣

アンケートの結果から、外国人児童生徒等教育相談員の配置により、日本語の理解が向上したり、学校生活や人間関係における不安が解消されたりするなど、外国人児童生徒等の学校生活における学習及び生活の適応に大きな効果があった。また、日本語の理解が難しい保護者に対する支援にも効果があった。今後、支援の質の向上に加え、多岐にわたる言語の支援が必要な状況において、相談員の確保が課題となってくる。

(10) ICTを活用した教育・支援

翻訳システム（ポケトーク）を活用することで、相談員が不在な時期の対応が行えることがわかった。また、事務室等において、保護者との対応にも活用することができた。より効果的な活用が課題となる。

(12) 成果の普及

ホームページによる情報提供により、今年度作成した「千葉県外国人児童生徒等教育の方針」を広範囲に紹介することができている。今後、よりわかりやすい構成にすることが課題である。

※令和2年度5月に調査していないため、下記の割合については確認できていない。

日本語指導が必要な児童生徒のうち、特別の教育課程で指導を受けた児童生徒の割合	小学校	中学校	義務教育学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校
	%	%	%	%	%	%
うち、個別の指導計画の指導目標が達成できた児童生徒の割合	%	%	%	%	%	%

4. その他(今後の取組予定等)

- ・次年度以降も外国人児童生徒等の受入れに関する運営・連絡協議会（有識者会議）を開催し、外部機関と連携した取組を実施していく。
- ・「千葉県外国人児童生徒等教育の方針」をもとに、教育庁関係課により教育計画を作成し、外国人児童生徒教育に取り組んでいく。
- ・重点支援校3校において、拠点校の試行を行い、外国人児童生徒教育の充実をはかるため、相談員支援コーディネーターを配置する。
- ・翻訳システムについて、重点支援校での成果をもとに、外国人特別選抜を実施している学校にも導入し、支援体制を拡充する。

※枠は適宜広げること。(複数ページになっても差し支えない) 成果物等があれば別途提出すること。